

## 冬期施工における現場管理費の補正について

積雪寒冷地域で施工時期が冬期期間となる場合においては、「土地改良事業等請負工事積算基準」（平成5年2月22日付け5構改D第49号構造改善局長通知）別表2の現場管理費率に3の(1)に示す補正値を加算することができることから、下記のとおり適用する。

### 記

- 1 積雪寒冷地域の施工時期を次のとおりとする。

11月1日～3月31日

- 2 対象工事

「土地改良事業等請負工事積算基準」（平成5年2月22日付け5構改D第49号構造改善局長通知）別表1の工種区分を適用する工事とする。ただし、以下に示す工事は対象外とする。

- (1) コンクリートダム、フィルダムの現場管理費率を適用する工事
- (2) 工場製作工事及び冬期条件下で施工することが前提となっている除排雪工事等
- (3) 冬期条件による損失が認められない工事

- 3 現場管理費率に加算する補正値は次によるものとする。

- (1) 補正値(%) = 冬期率 × 補正係数

ア 冬期率 = 11月1日～3月31日までの工事期間 / 工期

イ 補正係数 = 1.2

- (2) 工期については、実際に工事を施工するために要する期間で、準備期間と後片付け期間を含めた期間とする。また、冬期工事期間に準備又は後片付けが掛かる場合は、準備期間又は後片付け期間を含めた期間とする。

- (3) 補正値及び冬期率は、小数点以下3位を四捨五入して、2位止めとする。

- (4) 農業農村整備事業における「熱中症対策に資する現場管理費率の補正」試行要領と重複する場合には最高2%とする。

- (5) 冬期率は、設計変更等により工期の変更が生じた場合は変更する。